

## NPO 法人風の音の「会員」についてのお知らせ

令和 2(2020)年 3 月 9 日

NPO 法人風の音 根本雅子

先週の各保護者会で、各所長より正会員（社員）とその他の会員の説明をさせていただき、入会申込書の配布がありました。担当理事より、下記のような補足説明がありましたので、お知らせいたします。ご不明な点は各事業所にお問い合わせください。

### 記

本法人の会員については、定款で次のように決められています。

※本法人の定款は NPO 促進法に基づき、内閣府のひな型に従って作成され、設立時に認証を受けたものです。

**第 6 条** この法人に次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) その他会員 理事会において別に定める規則により入会した個人及び団体

**第 7 条** 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

**2** 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

**第 8 条** 会費、**第 9 条** 会員資格の喪失、**第 10 条** 退会、**第 11 条** 除名、**第 12 条** 抛出品品の不返還

**第 21 条** 総会は正会員をもって構成する。

**第 23 条 2 (2)** 臨時総会の招集、**第 26 条** 定足数、**第 27 条** 議決、**第 28 条** 表決権 など

これまでの総会では、名簿の社員・会員の多数決で議決していますが、名簿の会員は「正会員」なのか「その他の会員」なのかがはっきりしていません。また、「その他の会員」についての規則が定められていませんでした。

このような経緯から、定款施行細則を新たに制定し、正会員（=社員）と「その他の会員」について細かな規則を定めることにしました。（現在、理事会で審議中です）

### <基本的な考え方>

1. **正会員（=社員）** の条件として、下記条件を定款施行細則に記載する。

① 活動に積極的に参加する意思を有する。

② 総数は役員数の 2 倍程度を目安とする。

（正会員の定数は役員等 5 人、利用者等 5 人、職員等 5 人とする）

※入会申込書・入会承認書・退会届を使用する。

2. 「その他の会員」として（準）会員（役員等、利用者等、職員等）と賛助会員（法人外の個人、団体）の 2 種類の会員を定款施行細則に記載する。

(1) **（準）会員** は、従来の「会員」と同様に総会に参加し、資料配布を受けて発言することができる。（但し、議決事項の議決権、欠席時の表決権はない）

※サービス利用契約又は雇用契約と同時に（準）会員資格が発生し、契約終了と同時に会員資格を喪失する。（自動加入のため入会の申し込みは必要なし、複数サービス利用でも 1 口とし、入会時に案内書を発行、広報誌の配布、法人内サイトへのアクセス可）

(2) **賛助会員** は、法人との契約がなく、法人の運営に協力して頂ける個人や団体で、総会資料や広報誌の配布を受けることができる。

※入会申込書・入会承認書・退会届を使用する。

(参考資料) NPO 法人風の音の会員について

<会員の定義> 定款(イタリック体)・定款施行細則による。(200303版)

区分・内容	入会、資格取得	会費、権利	退会、資格喪失
<p><b>正会員</b>(=非営利活動促進法上の社員) : R 会員(regular member) 法人の目的に賛同する個人及び団体</p> <p>活動に積極的に参加する意思を有する。</p> <p>総数は役員数の 2 倍程度を目安とする。 正会員定数は 15 人 (Y: 役員等 5 人、R: 利用者等 5 人、S: 職員等 5 人) とする。</p> <p><u>正会員 (=社員) の定数に欠員が出た場合は、希望又は推薦により入会者を決定するものとする。</u> (補充候補者を理事会で提案決議し、総会で承認する)</p>	<p>理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出する。</p> <p><b>否認</b>→入会を認めない理由を付した書面(手書きの入会否認書)で通知する。</p> <p><b>承認</b>→会員名簿に登録し、入会承諾書で登録番号を通知する。</p>	<p>理事会で別に定める会費を納入する。付則 6 設立当初年会費 年 0 円</p> <p>年会費は年 0 円とする。</p> <p>総会を構成し、議決権、表決権を有する。</p> <p>総数の 1/5 で臨時総会の招集を要求できる。</p>	<p>退会届を任意提出</p> <p>本人死亡又は正会員の団体が消滅</p> <p>1 年以上会費滞納</p> <p>除名されたとき</p> <p><b>名簿に取消線記入</b></p>
<p><b>その他会員</b> 理事会において別に定める規則により入会する個人及び団体</p> <p><b>(準)会員</b> : A 会員(associate member) (Y: 役員等(理事・監事・オブザーバー)) (R: 利用者・保護者・家族) (S: 正職員・その他職員※) ※定年後再雇用職員、月給制非常勤職員は任用時、有期・無期雇用非常勤職員、嘱託職員等は本人の希望があり、理事長が加入を認めた時に入会できる。</p> <p><b>賛助会員</b> : S 会員(supporting member) (法人外の個人・団体※)</p> <p>(ボランティア等は本人希望があれば、賛助会員になることができる)</p> <p>※(準)会員は複数事業利用でも 1 口とし、賛助会員(団体)は複数口可とする。</p>	<p>名簿に記載する。</p> <p>委任・委嘱と同時に契約の開始と同時に入職・任用と同時に本人の希望、承認</p>	<p>年会費は年 0 円とする。</p> <p>総会に参加して意見を述べるができる。</p> <p>総会の開催案内・資料・議事録の配布を受ける。</p> <p>法人内広報誌の配布を受け、公式 HP の法人内サイトにアクセスできる。</p>	<p><b>名簿に取消線記入</b></p> <p>委任の終了と同時に契約の終了と同時に退職と同時に本人の希望、死亡会員の団体が消滅</p> <p>1 年以上会費滞納</p> <p>除名されたとき</p>
<p><b>非会員</b> : N 会員(non-member) 複数サービス利用者で 2 つ目以降の会員</p> <p>非常勤職員等で入会を希望しないもの</p>			

定款、及び定款施行細則案(審議中)は、公式 HP の法人内サイトの規程類のページ(パスワード: kitei.html)で閲覧(ダウンロード)することができます。